

平成24年第1回定例会

防災農水商工常任委員会説明資料

頁

◎議案補充説明

議案第55号 三重県災害対策本部に関する条例の一部を改正する 条例案	1
---------------------------------------	---

◎所管事項説明

1 「『みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）（最終案）』に 関する意見」への回答について（防災危機管理部関係分）	5
2 「みえ県民力ビジョン行動計画《案》」について (防災危機管理部関係分)	別冊
3 コンビナート防災について	7
4 三重県地域防災計画の見直しについて	13
5 津波浸水予測調査について	15
6 三重県業務継続計画の策定に向けた調査結果について	23
7 三重県復旧・復興マニュアル（仮称）の策定に向けた調査結果 について	25
8 平成23年度三重県自主防災組織実態調査結果について	27
9 東日本大震災被災地への支援等について	29
10 新しい危機管理体制について	35

◎ 報告事項

第63回三重県消防大会について	37
-----------------	----

○別冊

別冊1 みえ県民力 ビジョン 行動計画 《案》（防災危機管理部関係分）
別冊2 津波浸水予測図
別冊3 三重県業務継続計画策定に向けた調査結果概要
別冊4 三重県復旧・復興マニュアル（仮称）策定に向けた調査結果概要
別冊5 平成23年度「三重県自主防災組織実態調査」結果（抜粋）

平成24年3月9日

防災危機管理部

議案第55号「三重県災害対策本部に関する条例の一部を改正する条例案」について

1 改正の背景

東日本大震災の教訓をふまえ、今世紀前半の発生が危惧される東海・東南海・南海地震に備え、県の災害対応体制について更なる充実強化を図る必要があります。

また、昨年の紀伊半島大水害における災害対策本部活動についての検証では、非常事態に対応するための意識の切り替え、迅速な情報収集体制、意思決定・指揮命令の一元化、情報共有の仕組みと情報発信などに課題があると整理しています。

こうしたことから、現行の災害対策本部の組織体制について、充実、強化を図ることとしました。

2 改正の概要

現行の条例では、災害対策本部内に既存の部局を災害対策本部各部として規定していますが、災害に対して迅速かつ的確に対処するため、災害対策本部長（知事）は必要と認めるときは、災害対策本部に「部」を置くことができるよう規定を整備しました。

3 新しい災害対策本部の体制について

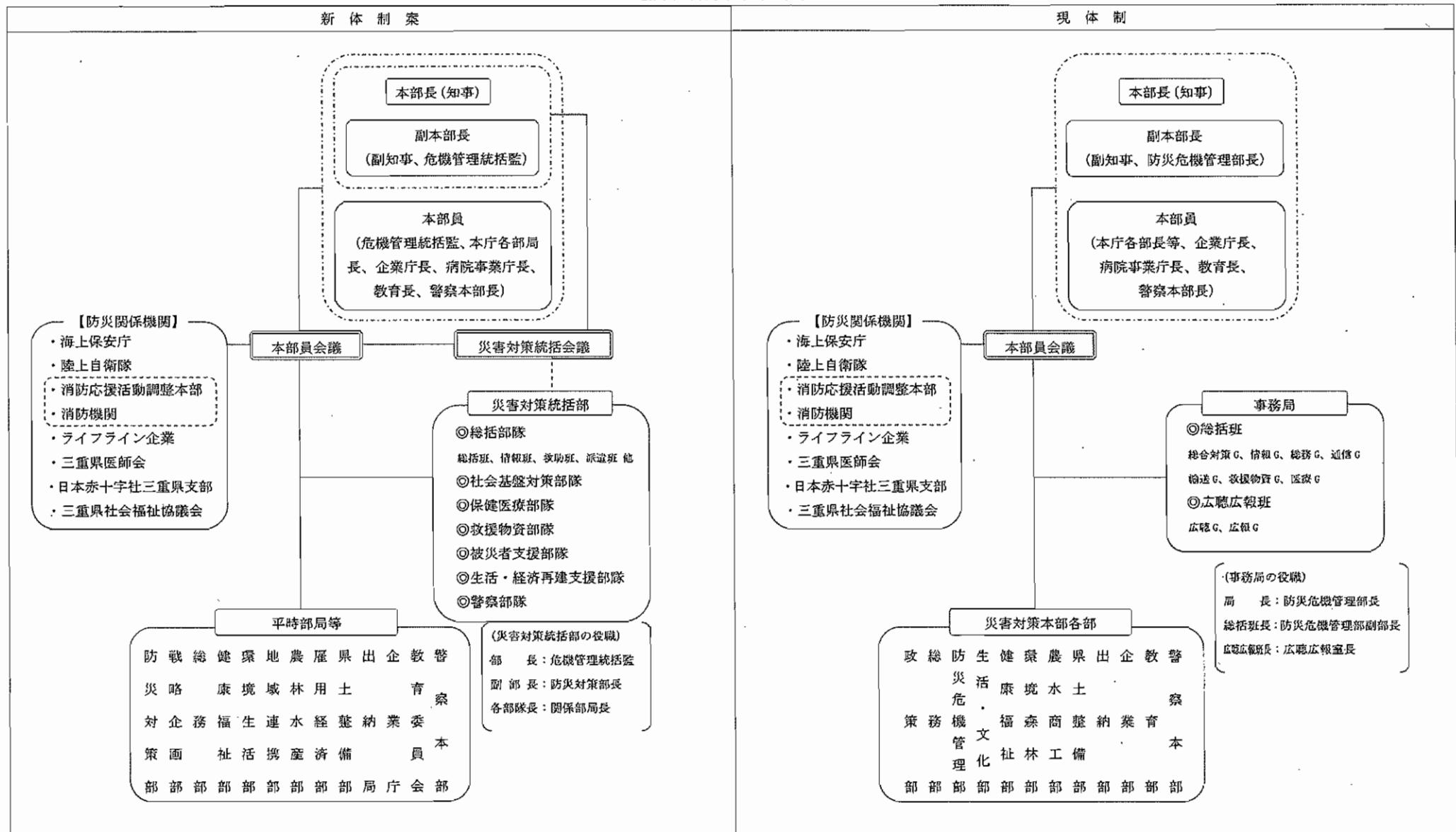
今回の見直しにあたっては、全庁的な危機管理を統括する「危機管理統括監」の設置など、平成24年度の組織改編をふまえるとともに、上記課題の解決に向け、意思決定・指揮命令が一元化できる組織体制とします。

具体的には、災害対策本部に危機管理統括監を部長とする「災害対策統括部」を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後から応急、復旧期における本部長の意思決定を支援し、全庁が一体となって災害対応を行うことができる体制を構築したいと考えています。

○三重県灾害対策本部に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

	改 正 案	現 行
(組織)		
(職務)	第二条	第二条
1 災害対策副本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。	2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	3 災害対策副本部長は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 (部) 第三条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、灾害対策本部に部を置くことができる。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	2 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務を補佐する。 (部) 第三条 災害対策本部に、次の部を置く。
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 (部) 第三条 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務を補佐する。	3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務を補佐する。 (部) 第三条 災害対策本部に、次の部を置く。	3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務を補佐する。 (部) 第三条 災害対策本部に、次の部を置く。
4 部長は、部の事務を掌理する。	4 部長は、部の事務を掌理する。	4 部長は、部の事務を掌理する。
5 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。	5 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。	5 部に、部長を置く。
6 部長は、災害対策本部長の命を受け、その所掌事務について職員を指揮監督する。	6 部長は、災害対策本部長の命を受け、その所掌事務について職員を指揮監督する。	6 部長は、災害対策本部長の命を受け、その所掌事務について職員を指揮監督する。
7 政策部 総務部 防災危機管理部 生活・文化部 健康福祉部 環境森林部 農水商工部 県土整備部 出納部 企業部 教育部 警察部	7 政策部 総務部 防災危機管理部 生活・文化部 健康福祉部 環境森林部 農水商工部 県土整備部 出納部 企業部 教育部 警察部	7 政策部 総務部 防災危機管理部 生活・文化部 健康福祉部 環境森林部 農水商工部 県土整備部 出納部 企業部 教育部 警察部

三重県災害対策本部の見直し



1 「『みえ県民力ビジョン・行動計画(仮称)(最終案)』に関する意見」への回答について
(防災危機管理部関係分)

防災農水商工常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回 答
111	防災・減災対策の推進	防災危機管理部	「平成23年度防災に関する県民意識調査」の結果から明らかになった課題を踏まえ、施策における「現状と課題」を再検討し、取組方向に反映されたい。	「平成23年度防災に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、施策における「現状と課題」を再検討し、取組に反映してまいります。
			男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進や計画・マニュアル等の策定段階における女性の参画を進められたい。	災害に強い地域づくりを促進するため、男女共同参画の視点を取り入れた取組をより一層推進してまいります。

3 コンビナート防災について

平成23年3月11日の東日本大震災受け、県では、今後の県コンビナート等防災計画の見直し等に資するため、昨年7月から9月にかけ県内コンビナート企業の地震・津波対策の現状を調査しました。調査結果から防災上の課題を抽出し、10月には「四日市コンビナート事業者と関係行政機関との懇談会」を開催して可能なものから早期の取組を要請しました。

前回調査からほぼ半年が経過し、その後の課題への取組状況を把握するため、今回、コンビナート事業者に対し再度アンケート調査を実施しましたので、概要を報告します。

1 提示した課題

課題として、大きく以下の項目を示し、可能なものから早期の取組を要請しています。

- ・津波警報等発令時のプラント停止判断基準
- ・津波の波力、浸水に対するプラント設備の対応
- ・津波に伴う流出物対策
- ・防災活動に必要な事業所内通路等の液状化対策
- ・通信手段の確保

2 今回調査の内容と回答結果

(1) 調査概要

調査事項：提示した各課題への取組状況に関する事項その他

調査実施数：42社（四日市臨海地区 41社、尾鷲地区 1社）

回答数：41社

調査期間：平成24年2月14日～2月27日

(2) 回答結果

前回調査と比較した概要は別紙のとおりです。

津波対策及び液状化対策については、危険物タンクの浮上及び漂流防止等の調査・検討を開始したところが12社、地盤調査の追加実施等液状化対策の検討を開始したところが10社ある等、取組が始まっていますが、国による被害想定や技術的基準等がまだ示されていないため、設備的な対応はこれから状況です。

また、避難や停止基準等のマニュアル整備、通信設備の確保についても、着実に進められています。

3 今後の取組

(1) 地震・津波対策に係る課題への取組要請

1 の課題について、コンビナート事業者との協議を継続し、引き続き取組を要請していきます。

(2) 石油コンビナート等防災計画の見直し

コンビナートの被害想定に必要な地震動及び津波高さ等のデータについては、現在、国において、東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合の被害想定が行われており、平成 24 年度中には想定結果が公表されるものと考えられます。

また、想定の手法についても、今後、消防庁において見直しがなされる予定であることから、抜本的な見直しは、上記想定結果や手法が示された後、東日本大震災の教訓を踏まえた関係法令等の改正動向も踏まえ、対応していきます。

調査結果概要

	前回	今回
○ 回答数	37社	41社
(1) 津波警報発令時の対応		
■ 対応マニュアル等の策定状況について	<p>津波警報等発令時の対応マニュアル（規程等）は20社で策定されていますが、避難要領や配備体制、設備の点検等について規定しているところが多く、プラントの停止基準を設定しているところは3社のみでした。</p>	<p>■ 対応マニュアル等の策定状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応マニュアルについて、避難に関する事項は37社で規定され、平成23年度は28社で、また平成24年度は加えて4社で、津波を想定した避難訓練が実施され、もしくは計画されています。 ・停止基準は6社で規定され、6社で検討されています。
(2) 津波の波力、浸水に対する設備の対応		
■ プラントの対策実施状況について	<p>水害を考慮して、当初から電気設備などを嵩上げして設置している事業所はありますが、特に津波を考慮して既存設備の対策を実施した事業所はありませんでした。</p>	<p>■ プラントの対策実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回調査以降、製造設備や防災・保安上重要な設備（防消火設備、除害設備、防油堤等）の改造等のハード対策を実施した事業者は、通信設備のバッテリーを高所へ移設した1社以外ありません。 ・危険物タンクの浮上及び漂流防止等の調査・検討を開始した事業所が12社ありました。
(3) 津波に伴う漂流物対策		
■ 津波に伴う漂流物の対策	<p>具体的対策を実施している事業所はありませんでした。想定津波高さが低く、漂流のおそれがない等が理由として挙げられています。</p>	<p>■ 事業所内の漂流するおそれのある器物、車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス容器の固定方法改善などを実施している事業者が3社あった他は、今のところ対応をとっている事業者はない状況です。

	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリー等の車両についても、退避をマニュアルに規定した事業者が1社、自衛消防車のみ退避すると回答した事業者が2社あった他は、今のところ対応をとっている事業者はない状況です。なお、車両の退避や退避場所を検討中の事業者が5社ありました。 <p>■ 事業所外からの漂流物に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> フェンス、門扉閉鎖で対応する程度で、特に対策を実施した事業者はありませんでした。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 液状化対策

<p>■ 対策実施状況について</p> <p>プラントについては、14社が対策を実施していると回答しており、液状化を考慮した構造設計・施工（地盤改良、基礎杭打設）がされているとしています。</p> <p>■ 事業所内通路の液状化</p> <p>東日本大震災で防災活動の支障になった液状化による通路の閉塞については、液状化のおそれはないと回答した5社以外、設備改良・地盤改良などの具体的対応はとられていません。</p>	<p>■ 対策実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> プラントについては、15社が対策を実施若しく強化中と回答しています。 プラント以外の防災・保安上重要な設備（防消火設備、除害設備、防油堤等）の液状化対策を実施しているところも8社ありました。 <p>■ 事業所内通路の液状化</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに具体的な対策を実施したところはありませんが、地盤調査の追加実施や対策検討を開始したところが10社ありました。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) 通信手段の確保

■ 通信手段の確保

通信手段の確保については、**15社**が衛星電話を保有している一方、一般電話しか保有していない事業者が**4社**ありました。

■ 通信手段の確保

- 通信手段の確保については、四日市臨海地区**37社**が平成24年10月運用開始を目標に、消防機関とのホットライン無線化の取り組みを進めています。
- 衛星電話の保有は**16社**となっています。平成24年度内にさらに**2社**が設置予定です。
- 一般電話しか保有していない事業者**4社**については、平成24年中に無線設備を導入の予定です。

(6) 代替水利の確保

未調査

- 防消火水等の代替水源が確保されているのは**21社**あり、検討中が**6社**ありました。

(7) 防災資機材の充実

未調査

- 自衛防災力強化のため、資機材を充実させたところが**19社**ありました。特に、災害対策本部用に非常用発電機を購入したところが**10社**ありました。
- その他、充実を検討中が**8社**、現状で確保されているとしたところが**14社**ありました。

4 三重県地域防災計画の見直しについて

1 背景

東日本大震災では、国内史上最大のマグニチュード9.0が観測され、想定をはるかに超える巨大津波と地震により、多くの尊い命が失われました。本県においても、今世紀前半の発生が危惧される東海・東南海・南海地震に備え、早急に地震・津波対策を見直していくことが求められています。

また、紀伊半島大水害では、県南部を中心に基大な被害が発生しており、台風や近年増加傾向にある局地的大雨等の風水害を未然に防ぐための総合的な対策を充実、強化し、計画的に推進していく必要があります。

2 国の動向

国においては、東日本大震災を受けて、昨年12月に防災基本計画を修正するとともに、「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」報告書を取りまとめました。

また、昨年10月に設置された防災対策推進検討会議において、災害法制のあり方や東海・東南海・南海地震等今後の大規模災害への対応のあり方が議論されているところです。

3 三重県の取組

本県においては、昨年10月に「三重県緊急地震対策行動計画」を策定し、県民の避難を主軸に、「緊急」かつ「集中的」に取り組むべき対策を目標に沿って実施するとともに、津波浸水予測図などを基礎資料として、特に津波想定浸水区域内にある避難所、避難場所を中心に、市町との意見交換を行っているところです。

また、東日本大震災の教訓や紀伊半島大水害での対応を踏まえて、三重県災害対策本部機能の充実・強化を図っているところです。

4 三重県地域防災計画の見直し

計画の見直しにあたっては、東日本大震災を踏まえて策定した「三重県緊急地震対策行動計画」をベースに、各部局等及び関係機関に対し意見照会を行っているところです。また、災害対策本部機能の充実・強化に関しても、計画に反映していきたいと考えています。

また、計画の見直し案については、3月27日開催の三重県防災会議幹事会での協議を経て、来年度の出水期までには三重県防災会議においてご審議いただきたいと考えています。

なお、国の「防災基本計画」については、今後も東日本大震災を踏まえた各種見直しの反映を含め、継続的に修正が行われる予定であるため、今後も国の動向に注視しつつ、一方で平成24年度における本県の地震防災対策等の考え方を整理し、対応していきたいと考えています。

5 津波浸水予測調査について

1 実施目的

東日本大震災では、被災自治体の津波防災計画で考慮されていない規模の津波が指定避難所等に押し寄せ、多くの避難した住民の生命が失われました。

国においては、東北地方太平洋沖地震での地震・津波を調査分析し、今後の地震・津波対策を検討することを目的として、中央防災会議に「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置されました。

この専門調査会の報告によれば、今後の津波防災対策の基本的な考え方について、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波は、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である」とされました。

こうしたことから、「最大クラスの津波」に対応した津波避難対策のための基礎資料とともに、県民の方々に、現時点で想定し得る「最大クラスの津波」を意識していただくための一つの素材とすることを目的として、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）と同等規模（M9.0）の地震を想定した場合の津波浸水予測調査を実施しています。

2 これまでの取組

- (1) 平成23年10月に、津波浸水予測調査（速報版）を公表しました。
- (2) 平成23年12月には、津波からの迅速な避難行動を促すため、県内沿岸152評価点において、水位が50cm上昇するまでに要する津波到達時間等の情報を公表しました。

3 速報版公表時点でいただいた意見等の概要

(1) 津波浸水深の階層区分等について

津波浸水予測図で表記している最大浸水深の階層色が類似していることから階層区別がわかりにくい等といったご意見やご質問をいただきました。

また、市町の方々からは、地域の避難対策を検討していく上での参考となる「0～0.5m」の浸水範囲を追加してほしい旨のご意見をいただきました。

(2) 河川内の遡上範囲について

河川内が浸水範囲として着色されていることの意味に関するお問い合わせを多くいただきました。

4 速報版公表時点からの変更のポイント

今回は、津波浸水予測図及び県内沿岸152評価点における津波到達時間等のとりまとめ結果を提示します（別表及び別冊参照）。

速報版時点から精査を行った結果、変更した内容については、以下のとおりです。

(1) 津波浸水深の階層区分及び色調について

① 避難対策上の参考となる「0～0.5m」の浸水深の範囲を新たに追加しました。

② 階層色間の区別のしにくさを解消するため、階層数を速報版時点から少なくした上で、類似色を極力使わないようにし、よりわかりやすい表記とするよう、最大浸水深の階層区分を設定しました。

具体的には、以下のように、「0～0.5m」、「0.5～1m」、「1～2m」、「2～3m」、「3～4m」、「4～8m」、「8m以上」の7つの階層を設定しました（詳細は、別添参考参照）。

（今回設定した最大浸水深階層区分）

階層区分	今回	前回
0～0.5m		
0.5～1m		
1～2m		
2～3m		
3～4m		
4～5m		
5～6m		
6～7m		
7～8m		
8m以上		

(2) 河川内の遡上範囲に関する表記について

① 河川内をどこまで津波が遡上すると想定されるかについては、重要な情報であることから、河川内を遡上する範囲については、陸上部の浸水範囲と区別して、単一色（灰色）で着色しました。

(3) 津波浸水予測結果等について

① 津波浸水予測範囲に関して、「防潮堤等の施設がないとした場合」については、速報版時点からほとんど変更はありません。「防潮堤等の施設を考慮した場合」については、津市及び松阪市内的一部の領域において、浸水範囲が減少しています。

- ② 沿岸評価点における津波高等に関して、津市河芸町以北の複数の評価点で、最大津波高の数値に数cm～10cm程度、高さ50cmの津波到達時間については、1～2分の変更が生じています。
- ③ 津波の河川遡上効果については、速報版時点での内容において妥当に評価されていることの確認、検証を行いました。河川の遡上範囲に大きな変更はありません。

5 今後に向けた取組

今回、緊急に実施した津波浸水予測調査に関しては、市町との意見交換の場などを通じ、地域の実情を踏まえた避難所の適正配置や避難方法等について、具体的な取組を働きかけているところです。

市町においては、津波避難所の確保や津波ハザードマップの作成、津波浸水予測結果の広報誌等への掲載、避難訓練の実施等の取組が進められており、平成24年度においても、緊急地震対策行動計画に基づき、市町と連携した取組を継続していきたいと考えております。

(別添参考)

津波浸水予測図の最大浸水深階層区分の設定について

1 階層区分変更の概要について

今回提示する津波浸水予測図においては、「0～0.5m」の階層を新たに追加するとともに、速報版時点では1m刻みとなっていた「4～8m」の階層を一つに統合しました。

2 階層区分設定に関する考え方について

津波浸水予測図で表記されている浸水深から必要となる対応がシンプルに読み取れることを基本方針として、階層区分の設定に関しては、以下のような観点から検討しました。

(1) 津波避難

- ・ 50cm程度であっても、津波に巻き込まれると、避難が極めて困難となると考えられている。
- ・ 1983年に発生した日本海中部地震では、海岸でつりをしていた人々が数10cmの津波に巻き込まれ、生命を落とした事例も報告されている。

(2) 津波浸水深と建物被害状況との関係

東北地方太平洋沖地震では、現地調査結果等から、津波浸水深と被害との関係が明らかになってきています。以下にその概要を示します。

- ・ 津波被災地全体の全建物を対象とした浸水被害調査からは、浸水深2.0m前後で建物被害に大きな差がある。(※1)
- ・ 宮城県を対象とした東日本大震災の浸水被害調査から、浸水深2mが建物流出の目安と考えられる。(※2)
- ・ 浸水深2m、4m、8m程度を境に被害の様相が異なると考えられる。(※3)
- ・ 岩手県・宮城県を対象とした津波被害調査から、木造建物に関しては、浸水深2mが構造被害発生、浸水深4mが流出の目安と考えられる。(※4)

(出典)

※1 国土交通省都市局報道発表資料「東日本大震災による被災現況調査結果について（第1次報告）」（平成23年8月4日）

※2 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会第8回会合資料」が引用している東北大学災害制御研究センターの調査結果

※3 「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」別添資料1が引用している気象庁ホームページ「津波波高と被害程度（首藤（1993）を改変）」の内容

※4 「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」別添資料1が引用している東北工業大学の調査結果

(別表)東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の
沿岸評価点における津波到達時間等一覧表

※「50cm津波到達時間(分)」は、地震発生に伴う地殻変動後の水位を初期水位として、そこから水位が50cm上昇するまでに要する時間を示している。

地点名	今回			前回(平成23年12月時点)		
	50cm津波到達時間(分)(※)	最大津波到達時間(分)	最大津波高(m)	50cm津波到達時間(分)(※)	最大津波到達時間(分)	最大津波高(m)
木曾岬町	89	191	3.52	89	191	3.49
桑名市長島町木曾川	94	190	3.42	94	190	3.28
桑名市長島町揖斐川	93	195	2.98	93	195	2.90
桑名市福岡町	88	188	2.95	87	188	2.89
川越町朝明川	82	185	3.26	82	185	3.26
四日市市富双	86	186	3.15	86	186	3.17
四日市市海蔵川	80	179	3.06	80	179	3.07
四日市市三滝川	79	178	3.13	79	178	3.14
四日市市塩浜町	79	179	3.10	79	179	3.10
四日市市鈴鹿川	75	168	3.15	75	168	3.16
四日市市楠町磯津漁港	74	169	3.22	74	169	3.23
四日市市楠町鈴鹿川派川	72	165	3.24	72	165	3.22
鈴鹿市鈴鹿漁港	71	163	3.85	71	163	3.84
鈴鹿市千代崎港	69	160	3.81	69	160	3.80
鈴鹿市白子漁港	66	232	3.64	66	232	3.64
津市河芸町中ノ川	64	233	3.59	64	233	3.59
津市河芸町田中川	63	155	3.51	63	155	3.50
津市河芸町河芸漁港	58	220	3.64	60	220	3.64
津市白塙漁港	56	234	3.23	56	234	3.23
津市志登茂川	54	171	3.24	54	171	3.24
津市安濃川	52	171	3.20	52	171	3.20
津市岩田川	51	145	3.30	51	145	3.30
津市御殿場	49	171	3.48	49	171	3.48
津市雲出鋼管町	49	170	3.38	49	170	3.38
津市香良洲町雲出川古川	49	168	3.44	49	168	3.44
津市香良洲町海水浴場	48	167	3.65	48	167	3.65
津市香良洲町雲出川	49	168	3.40	49	168	3.40
松阪市碧川	53	170	3.21	53	170	3.21
松阪市三渡川	55	175	3.17	55	175	3.17
松阪市獅師漁港	54	171	3.22	54	171	3.22
松阪市松阪港	49	168	3.55	49	168	3.55
松阪市愛宕川・梅田川	54	168	3.40	54	168	3.40
松阪市中川	47	164	3.56	47	164	3.56
明和町笛笛川	38	160	4.23	38	160	4.23
明和町大淀漁港	37	160	4.30	37	160	4.30
伊勢市外城田川	32	202	3.11	32	202	3.11
伊勢市宮川(大湊)	32	122	3.24	32	122	3.24
伊勢市五十鈴川	30	118	3.18	30	118	3.18
伊勢市二見町二見浦	30	149	3.55	30	149	3.55
伊勢市二見町五十鈴川派川	31	148	4.05	31	148	4.05
鳥羽市崎山岬	31	144	4.27	31	144	4.27
鳥羽市小浜町	28	106	5.77	28	106	5.77
鳥羽市鳥羽港	28	106	5.56	28	106	5.56
鳥羽市坂手町	28	109	5.06	28	109	5.06
鳥羽市安楽島町	22	102	6.78	22	102	6.78
鳥羽市生浦湾	25	106	5.56	25	106	5.56
鳥羽市石鏡町	21	97	8.38	21	97	8.38
鳥羽市国崎町	10	21	10.03	10	21	10.03
鳥羽市桃取漁港	29	108	4.55	29	108	4.55
鳥羽市答志漁港	22	100	5.95	22	100	5.95
鳥羽市和具漁港	21	101	5.64	21	101	5.64

(別表)東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の
沿岸評価点における津波到達時間等一覧表

※「50cm津波到達時間(分)」は、地震発生に伴う地殻変動後の水位を初期水位として、そこから水位が50cm上昇するまでに要する時間を示している。

地点名	今回			前回(平成23年12月時点)		
	50cm津波到達時間(分)(※)	最大津波到達時間(分)	最大津波高(m)	50cm津波到達時間(分)(※)	最大津波到達時間(分)	最大津波高(m)
鳥羽市菅島町	24	140	4.45	24	140	4.45
鳥羽市相差町千鳥ヶ浜	7	21	8.41	7	21	8.41
鳥羽市相差町宇塚	5	19	10.14	5	19	10.14
鳥羽市畔蛸町	12	22	4.24	12	22	4.24
志摩市磯部町的矢	16	22	3.19	16	22	3.19
志摩市磯部町坂崎	43	277	1.44	43	277	1.44
志摩市阿児町弁天崎	13	27	4.33	13	27	4.33
志摩市阿児町安乗	9	18	10.59	9	18	10.59
志摩市阿児町国府	7	19	8.54	7	19	8.54
志摩市阿児町甲賀	8	16	5.35	8	16	5.35
志摩市阿児町志島	7	16	13.90	7	16	13.90
志摩市阿児町市後浜	6	16	12.90	6	16	12.90
志摩市大王町畔名	7	16	10.23	7	16	10.23
志摩市大王町名田	6	14	9.82	6	14	9.82
志摩市大王町波切	12	14	9.29	12	14	9.29
志摩市大王町船越	6	14	14.10	6	14	14.10
志摩市志摩町大野浜	6	14	12.07	6	14	12.07
志摩市志摩町片田	6	15	9.21	6	15	9.21
志摩市志摩町布施田	10	15	10.53	10	15	10.53
志摩市志摩町具漁港	10	17	12.48	10	17	12.48
志摩市志摩町越賀	10	17	15.47	10	17	15.47
志摩市志摩町御座	20	26	4.46	20	26	4.46
志摩市志摩町和具大浦	19	31	6.13	19	31	6.13
志摩市志摩町鉄砲塚	21	32	5.18	21	32	5.18
志摩市阿児町立神宮ヶ崎	31	38	3.73	31	38	3.73
志摩市阿児町神明	30	44	2.65	30	44	2.65
志摩市阿児町賢島	25	38	3.09	25	38	3.09
志摩市阿児町ヤキノ崎	26	39	3.39	26	39	3.39
志摩市志摩町間崎	22	32	4.14	22	32	4.14
志摩市浜島町迫子	19	28	5.54	19	28	5.54
志摩市浜島町塩屋	20	28	5.66	20	28	5.66
志摩市浜島町浜島(内)	19	30	4.82	19	30	4.82
志摩市浜島町浜島(外)	13	19	7.72	13	19	7.72
志摩市浜島町南張	13	20	11.82	13	20	11.82
南伊勢町田曾浦	15	22	7.85	15	22	7.85
南伊勢町宿浦	16	21	8.06	16	21	8.06
南伊勢町下津浦	23	32	6.19	23	32	6.19
南伊勢町五ヶ所浦	21	29	7.19	21	29	7.19
南伊勢町中津浜浦	19	22	6.93	19	22	6.93
南伊勢町船越	22	30	6.76	22	30	6.76
南伊勢町内瀬	23	30	5.24	23	30	5.24
南伊勢町追間浦	21	28	4.53	21	28	4.53
南伊勢町磯浦	17	20	5.85	17	20	5.85
南伊勢町相賀浦	15	22	8.72	15	22	8.72
南伊勢町阿曾浦	15	18	10.09	15	18	10.09
南伊勢町燧柄浦	17	19	12.18	17	19	12.18
南伊勢町賛浦	17	19	12.00	17	19	12.00
南伊勢町奈屋浦	17	19	9.32	17	19	9.32
南伊勢町神前浦	5	21	9.96	5	21	9.96
南伊勢町方座浦	8	23	6.77	8	23	6.77
南伊勢町古和浦	9	22	6.99	9	22	6.99

(別表)東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の
沿岸評価点における津波到達時間等一覧表

※「50cm津波到達時間(分)」は、地震発生に伴う地殻変動後の水位を初期水位として、そこから水位が50cm上昇するまでに要する時間を示している。

地点名	今回			前回(平成23年12月時点)		
	50cm津波到達時間(分)(※)	最大津波到達時間(分)	最大津波高(m)	50cm津波到達時間(分)(※)	最大津波到達時間(分)	最大津波高(m)
南伊勢町棚橋窓・新桑窓	8	22	8.85	8	22	8.85
大紀町錦	7	21	10.80	7	21	10.80
紀北町紀伊長島区名倉	7	22	11.15	7	22	11.15
紀北町紀伊長島区長島	6	20	9.59	6	20	9.59
紀北町紀伊長島区海野	5	18	11.85	5	18	11.85
紀北町紀伊長島区古里	5	19	11.62	5	19	11.62
紀北町紀伊長島区道瀬	5	20	12.43	5	20	12.43
紀北町紀伊長島区三浦	5	20	10.28	5	20	10.28
紀北町海山区白浦漁港	5	18	10.20	5	18	10.20
紀北町海山区島勝浦	6	17	9.75	6	17	9.75
尾鷲市須賀利町	6	17	11.25	6	17	11.25
紀北町海山区矢口浦	10	23	11.88	10	23	11.88
紀北町海山区引本浦(長浜)	7	19	7.75	7	19	7.75
紀北町海山区引本浦(津呂町)	6	18	9.05	6	18	9.05
紀北町海山区小山浦	5	17	9.22	5	17	9.22
尾鷲市尾鷲	7	19	10.66	7	19	10.66
尾鷲市向井	8	19	8.82	8	19	8.82
尾鷲市行野浦	6	15	7.35	6	15	7.35
尾鷲市行野浦(元行野)	3	14	12.80	3	14	12.80
尾鷲市九鬼町(名古)	3	14	11.06	3	14	11.06
尾鷲市早田町	5	11	11.66	5	11	11.66
尾鷲市三木崎	6	10	8.02	6	10	8.02
尾鷲市三木浦漁港	6	13	9.80	6	13	9.80
尾鷲市小脇町	5	13	10.76	5	13	10.76
尾鷲市三木里町	5	15	13.26	5	15	13.26
尾鷲市古江町	7	14	9.79	7	14	9.79
尾鷲市賀田町	7	15	12.94	7	15	12.94
尾鷲市曾根町	6	15	13.07	6	15	13.07
尾鷲市梶賀町	6	11	9.33	6	11	9.33
熊野市須野町	7	10	10.65	7	10	10.65
熊野市甫母町	4	11	12.33	4	11	12.33
熊野市二木島町	4	13	19.16	4	13	19.16
熊野市二木島町(新田)	4	12	15.41	4	12	15.41
熊野市遊木漁港	5	13	13.13	5	13	13.13
熊野市新鹿町	6	13	16.14	6	13	16.14
熊野市波田須町	4	12	16.29	4	12	16.29
熊野市磯崎港	5	13	12.42	5	13	12.42
熊野市大泊町	5	13	13.03	5	13	13.03
熊野市木本港	4	13	13.67	4	13	13.67
熊野市井戸町(松原)	4	13	14.32	4	13	14.32
熊野市有馬町	4	13	14.13	4	13	14.13
御浜町志原	4	32	13.65	4	32	13.65
御浜町下市木(浜)	4	12	12.77	4	12	12.77
御浜町下市木	4	12	12.48	4	12	12.48
御浜町役場	4	12	12.92	4	12	12.92
御浜町阿田和	4	12	12.64	4	12	12.64
紀宝町井田	4	12	12.46	4	12	12.46
紀宝町井田(上野口)	5	12	12.01	5	12	12.01
紀宝町鵜殿港	4	12	10.09	4	12	10.09
紀宝町熊野川	5	11	9.25	5	11	9.25

6 三重県業務継続計画の策定に向けた調査結果について

東海地震、東南海・南海地震のような大規模地震発生時には、県自体も被災することが十分想定されますが、そのような状況下においても、県では災害応急対策業務や中断が許されない通常業務を発災直後から適切に行う必要があります。

のことから、人やライフライン等の必要資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を実施することを目的として、平成22年度から三重大学と連携して「三重県業務継続計画」の策定に向けた調査を実施しましたので、報告します。

1 これまでの取組状況

平成22年度は、業務継続計画の基本方針（目標）について明確化するとともに、業務継続のための基本的な対応方針等、計画を策定していく上で必要となる項目に関して検討を行い、基本的な考え方を明らかにしました。さらに、それらの考え方を基本として、業務継続体制の検討を行うため、発災時に参集可能な職員数の予測調査を実施しました。

平成23年度は、大規模地震発生時において、特に優先的に継続すべき業務分野について整理するとともに、業務継続のために必要となる体制や環境について、主な必要資源の現状について調査を行いました。

(1) 計画の基本方針（目標）

- ① 県民の生命、身体、生活及び財産を守るとともに、そのための災害応急対策業務に万全を尽くします。
- ② 県民生活等への影響を最小限にとどめるため、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努めます。
- ③ 以上の業務を継続するための必要資源の確保に努めます。

(2) 業務継続のための基本的な対応方針

- ① 県民の生命、身体及び財産を守るため、災害対応を中心とした非常時優先業務を優先して実施し、災害応急対策業務は最優先とします。特に、発災後72時間（目途）は、この方針を徹底します。
- ② 非常時優先業務に必要な資源の確保・配分については、全庁横断的に調整します。
- ③ 通常業務は、積極的に休止・抑制し、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開します。

(3) 計画の前提となる危機事象

- ① 【想定地震】
東海・東南海・南海地震連動発生の場合とします。
- ② 【発災時間】
冬の早朝5時に発災した場合とします。

(4) 業務継続内容に関する検討

「非常時優先業務」は、発災直後から遅くとも2週間（業務開始実施環境が概ね整うものと考えられる時間までの期間）以内に着手しなければならず、かつ、1か月以内に「目標レベル（目標とする状況）」に到達すべき業務とします。

発災からの時間経過に応じた継続すべき業務内容について明らかにするため、発災から1か月後までのそれぞれの時間帯において想定される事象と重点的に取り組むべき事項について整理しました。

そして、上記（1）に掲げた三つの基本方針に基づき、13の大項目と36の中項目に分類した上で、大規模地震発生時において、特に優先的に継続すべき業務分野について整理しました。

(5) 業務継続体制に関する検討

大規模地震発生時に業務を継続するためには、必要な人員が確保されている必要があることから、業務継続検討の対象とした組織に所属する本庁及び地域機関の職員を対象として、参集可能な職員数の予測を行いました。

(6) 業務継続環境に関する検討

大規模地震発生時に業務を継続するためには、人的資源のほかにも、庁舎、電力、通信などの必要資源が確保されている必要があることから、それらの必要資源のうち主な資源についての現状について、整理しました。

2 今後の予定

今回の調査結果を踏まえ、引き続き検討を行い、業務継続計画の策定を進めていくこととします。具体的には、今回抽出した大規模地震発生時において特に優先的に継続すべき業務分野を基本として、より具体的な継続すべき業務内容に関して検討を行うとともに、業務を継続するための体制及び環境に関しては、今回整理した必要資源の現状から想定される課題を洗い出し、課題解決のための対応について検討を行っていくこととします。

7 三重県復旧・復興マニュアル（仮称）の策定に向けた 調査結果について

三重県は、今世紀前半に東海・東南海・南海地震の発生が確実視されるなど、大規模な自然災害によって県内に甚大な被害を及ぼすことが想定されています。

その場合には、単に壊れたものを元に戻す「復旧」でなく、災害の教訓を踏まえ、将来の課題に向けた新しい社会づくりを目指す「復興」が求められ、計画策定や事務遂行上、重要な意思決定が数多く求められます。

災害後に「創造的な復興まちづくり」を進めるためには、日頃からより災害に強いまちづくりを進める「事前復興」の考え方のもと、行政として短期間で膨大な事務・作業を効率的にこなすため、災害後の計画作成手順及び事業手法についての考え方や対策、手順をマニュアルとしてまとめることとし、平成22年度から三重大学と連携して、マニュアル策定に向けた調査を実施しましたので、報告します。

なお、マニュアルの構成は、次のとおりです。

第1章：「三重県復旧・復興マニュアルの趣旨と構成」

本マニュアルの基本的な考え方や構成など

第2章：「復興への条件整備」

復興施策全般にかかる取組方策（復興体制の整備など）

第3章：「分野別復興施策」

復旧・復興の大きな目標である「すまいと暮らしの再建、まちの復興、産業・経済の復興」についての取組方策

第4章：「今後の課題」

本マニュアルにおける今後の課題

資料編：災害対応事例にかかる資料

1 これまでの取組状況

これまでの取組として、平成22年度は、第1章のマニュアルを策定する意義や復旧・復興期の定義、前提とする災害、復興の基本的視点、マニュアルの構成等について、検討・整理を行いました。

平成23年度は、第2章及び第3章に記載する、復旧・復興対策として「どの時期に、どのような仕事を実施するか」という具体的な行動について調査を行いました。

（1）復旧・復興期の定義

復旧・復興期は、「被災者が、一応の生命・資産等の安全が図られた『応急対策期』以降の、元の生活と同程度の生活を取り戻す『復旧対策期』、そして、新たな価値に基づき将来ビジョンの実現を目指した地域社会を創造する『復興対策期』までの期間」と定義します。

(2) 前提とする被害

①災害の種類

前提とする災害規模は、災害による地域的な被害が大きく、市町に災害救助法が適用されるなど、生活再建への一定の取組が必要とされる災害を対象とします。具体的な災害の種類としては、東海地震、東南海・南海地震や内陸直下型地震などの地震災害だけでなく、大規模な風水害や土砂災害の他、複合型災害も対象とします。

②前提条件

県内に最も甚大な被害を及ぼすと想定される「東海・東南海・南海地震の同時発生時」を、前提条件とします。

(3) 復旧・復興対策の目安となる時期

災害発生直後から救援・救助活動等の応急・復旧対策を実施する「災害対策本部」に続き、災害発生後概ね2週間後を目途に「復興本部」を設置し、概ね6ヶ月を目途に復興計画を策定していくことになります。

(4) 復興の基本的視点

災害からの復興は、「自助」の取組により県民主体で再建に向けて行動することが基本であり、それを「共助」の取組により地域住民、事業所、ボランティア、NPO等が相互に助け合うことが重要となります。

行政の役割は「自助」「共助」の取組を支援することであり、復興の主体である県民の意欲と活力を取り戻す対策を復興計画等により積極的に展開していく必要があります。

2 今後の予定

今後は、今回の調査結果を踏まえ、マニュアルの策定を進めていくこととします。

具体的には、第2章「復興への条件整備」及び第3章「分野別復興施策」においては個別表の詳細な内容を作成していくとともに、具体的行動の追加・修正についても、府内において引き続き検討を進めていきます。

また、東日本大震災における復興事例なども踏まえ、第4章「今後の課題」の抽出や資料編についても整理していくこととします。

8 平成23年度三重県自主防災組織実態調査結果について

1 調査の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、強い揺れや大きな津波によって甚大な被害がもたらされ、これまでの地震防災対策を抜本的に見直す必要性に迫られました。

三重県においては、東海・東南海・南海地震の発生による大きな被害が想定されることから、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで取り組んできた様々な防災対策の検証・見直しを行うこととしました。

地域防災力の向上に重要な役割を担う自主防災組織についても、活動の実態とその問題点を把握することで、緊急地震対策行動計画「行動1 避難計画・避難計画」に基づく地域における避難訓練の実施や「行動8 防災教育と人材育成」における人材の育成などについて、より効果的な事業を実施するため、県内の全自主防災組織を対象に調査を行いました。

2 調査の内容

三重県内の全自主防災組織に対し、郵送もしくは市町を通じて、各自主防災組織の代表者あてに調査票を送付する方法により実施しました。

- 調査対象：3,669組織
- 回収率：64%（2,363組織／3,669組織）
- 調査時期：平成23年8月～11月
- 調査項目：「名称・活動地区」「組織構成」「活動状況」「資機材」「その他」の全13問を設定（詳細は「別冊10～11頁」を参照）

3 調査結果の概要

- 自主防災組織の構成（別冊1頁1.1参照）

「自治会やマンションの管理組合と同じ組織」又は「自治会やマンション等の中に、独自の自主防災活動部門がある」組織が70.6%となっており、自治会との関連性が強いことがわかります。

- 自主防災リーダーの選出方法・任期（別冊1頁1.2、1.3参照）

選出方法は「自治会の役員が兼任する」が82.8%と多く、また任期は、「1年以上2年未満」又は「2年以上3年未満」が59.0%となっています。

- 自主防災組織の活動状況（別冊2頁2.1参照）

「とても活発に活動している」又は「一応の活動はしている」組織が69.6%ありますが、「ほとんど活動していない」も30.4%あります。

○訓練の実施内容（別冊2頁2.2参照）

実施している訓練は、「消火・放水訓練」「避難訓練」「応急救護訓練」など比較的取り組みやすい訓練が多く、「夜間訓練」「介護が必要な人の介助訓練」「図上訓練」など、やや高度な内容の訓練を実施している組織はあまり多くない結果となっています。

○防災活動への地域住民の参加状況（別冊3頁2.4参照）

「ほとんどの住民が参加している」組織は13.2%、「住民の半分程度が参加している」組織は16.8%に留まっています。

○クロス集計

①自主防災リーダーの選出方法による特徴（別冊4頁4.1.1参照）

「自治会役員とは別の人を選任する」組織は、「自治会役員が兼任する」組織に比べ、活動が活発な傾向となっています。

②自主防災リーダーの任期による特徴（別冊4頁4.2.1参照）

リーダーの任期が長い組織ほど、活動が活発な傾向となっています。

③地域特性による特徴

「熊野灘沿岸市町」「伊勢湾沿岸市町」「内陸市町」の3種類に分類したところ、「熊野灘沿岸市町」には次のような特徴がありました。

- ・自治会役員とは別の人を自主防災リーダーに選任する割合が高い。
- ・ほとんど活動していない組織の割合が低い。
- ・避難訓練を実施している組織の割合が高い。
- ・自主防災組織が主体となって訓練を実施している組織の割合が高い。

（別冊7頁4.4.1、8頁4.4.3、4.4.4、9頁4.4.5参照）

4 今後の対応

本調査結果から、活発に活動している組織は依然少なく、自主防災活動への住民の参加は、大半の地域が役員と一部の住民にとどまっています。

また、自主防災リーダーの任期が短いことから、自主防災リーダーの交代に伴う、前任のリーダーが得た経験の引き継ぎや、組織としての継続性の確保という課題があると考えられます。

これを受け、県といたしましては、研修を通じて自主防災リーダーの防災意識の向上と実践的な能力の育成を図ってまいります。

また、地域住民を対象とした防災啓発番組の放送や防災フォーラムの開催等により、防災意識や行動能力を向上させる取組を推進していきます。

なお、調査結果は、各市町及び各自主防災組織にフィードバックとともに、各市町と連携して、自主防災組織の活性化のための具体的な支援方法を協議・検討し、実践していきます。

9 東日本大震災被災地への支援等について

1 主な取組

(1) 被災地への支援

① 人的支援

災害発生当初から救出・救助をはじめとする応急対応のための職員派遣を行ってきたところですが、農業農村整備支援のための農業土木職員の派遣、災害廃棄物処理業務支援派遣等、技術系職員の長期派遣に重点を移し取り組んでいます。

② 物的支援

県では、発災直後の3月13日から被災自治体からの要請や被災地のニーズに応じ、県及び市町の備蓄物資のほか企業や県民の皆様から提供された支援物資を被災地に搬出しており、県民の皆様から提供された支援物資15,323箱につきましては、12月22日に岩手県で被災者支援の活動を行っているNPO法人への生活用品等の搬出をもって、全てを被災地に搬出しました。

③ 宮城県に提案した支援7項目

宮城県知事に対し支援を提案した7つの項目のうち、応急仮設住宅における生活支援として、11月16日に宮城県多賀城市の応急仮設住宅373戸全戸に対し、石油ファンヒーターを提供しました。また、学校給食用食材の支援として、宮城県沿岸14市町の小中学校へ11月16日から12月21日までの間に学校給食の日程にあわせて、三重県産みかん（南伊勢町）約56,000個を提供しました。

(2) 県内避難者への支援

3月1日現在、三重県内に避難されている方は、岩手県から69名、宮城県から55名、福島県から226名、茨城県から58名、千葉県等から26名の計434名となっています。

三重県内に避難されている方々に対しては、ふるさとの県からの災害義援金の配分手続きや復興計画などの情報及び三重県からの生活支援情報、また、各種支援団体の支援情報などについて、三重県のホームページへの掲載や市町等を通じた直接配付などにより情報提供を行っています。

2 震災一周年を迎えての取り組み

(1) 東日本大震災支援フォーラム三重について

- 日時 平成24年3月11日（日） 10時～15時
- 場所 三重県総合文化センター生涯学習センター4階大研修室
- 主催 みえ災害ボランティア支援センター
- 参加団体 県内に拠点を持つ、または三重県民が関わって直接的な被災者支援活動を行う団体

- 内容
 - ・フォーラムは、知事もパネラーとして参加して各支援団体等とのパネルディスカッションを行い、今後も支援活動に取り組んで行こうというメッセージを発信する。
 - ・団体による支援活動紹介を行う。
 - ・フォーラム終了後、キックオフ会議を開催し、みえ東日本大震災支援団体連絡会（仮称）設置に向けてのグループディスカッションを行う。
 - ・14時46分には参加者全員で黙祷を行う。

(2) 県内避難者のための「支援の集い」について

- 日時 平成24年3月18日（日） 14時～17時
- 場所 じばさん三重 5階大研修室
- 内容
 - ・県内避難者と知事との懇談会
安心して三重県で生活ができるように避難者と知事が懇談し、支援団体も加わって対話をを行うことで、今後の支援の充実につなげる。
 - ・支援団体による活動紹介
行政や専門機関のほか一般ボランティア団体など、避難者の支援を行っている団体から支援内容の紹介・説明を行う。
 - ・支援団体による個別相談会
参加した避難者の求めに応じ、それぞれの専門機関・団体が個別相談に応じる。
 - ・四日市市立博物館自由見学

(3) 東日本大震災 支援活動報告会について

- 日時 平成24年3月21日（水） 13時～16時45分
- 場所 三重県水産会館 5階大会議室
- 対象 県職員・市町職員・防災関係職員・医療関係職員・NPO団体職員等
- 内容 被災地へ派遣された職員が、取り組んだ各種の支援活動を通じて得た気づき・知見等について報告し、情報の共有を図って今後の防災対策に活かす。

(4) 東日本大震災 支援活動記録誌について

震災から1年が経過するが、この1年間の支援の取組みについて、情報の共有を図り、今後の三重県の防災行政の向上に資するため「東日本大震災 支援活動の記録」を作成する。

3 今後の対応

今後も被災地のニーズを把握し、引き続き関係機関と連携しながら支援に取り組みます。

【参考】支援の状況〔3月1日現在〕

1 人的支援（3月1日時点で派遣中の人数）

(1) 県職員

- ・ 災害廃棄物処理業務支援派遣（岩手県） 1名
- 計 1名

(2) 警察

- ・ 機動隊（福島県） 59名
- 計 59名

(3) 市町職員

- ・ 下水道復旧支援（石巻市） 1名
- ・ 道路・下水道等復旧支援（塙釜市） 2名
- ・ 災害復旧工事支援、施設修繕支援（山元町） 2名
- ・ 被害家屋調査・認定、災害復旧工事支援（福島市） 2名
- ・ 設計、工事監理（白河市） 1名
- ・ 災害復旧工事支援（国見町） 1名
- ・ 下水道施設復旧支援（東海村） 2名
- 計 11名
- 合計 71名

2 物的支援

(1) 県の備蓄物資等

毛布 6,110 枚、簡易トイレ 530 台、アルファ化米 950 食、水 (2ℓ) 858 本、担架 300 台、医薬品・衛生材料 291 箱 他

(2) 市町の備蓄物資

毛布 18,045 枚、簡易トイレ 100 セット、アルファ化米 24,800 食、オムツ 29,176 枚、マスク 17,000 枚、乾パン 21,920 食 水 6980 本 他

(3) 県民からの提供物資

3月 18 日から 4 月 3 日まで県内の各市町に「救援物資対応窓口」を設置して県民から生活物資や保存食等 15,323 箱を受付し、12 月 22 日までに、その全てを被災地に搬送しました。

(4) 企業からの提供物資

毛布 10,000 枚、米（無洗米）600 袋、ペットボトル（お茶）12,000 本、医薬品 2,310 箱、フリースジャケット 10,000 着、フリースパンツ 3,000 着、マスク 400,000 枚、お菓子 100,000 袋、タオル・バスタオル 49 箱 他

(5) その他

○ 応急仮設住宅における生活支援の実施

宮城県多賀城市内の 6 地区の応急仮設住宅に生活支援としてファンヒーター 373 台を提供

○ 学校給食用食材の支援

宮城県沿岸の小中学校に、学校給食用食材として南伊勢町産みかん約 56,000 個を提供

3 人的支援（これまでの累計）

(1) 県職員

・ 現地支援職員派遣（宮城県塩釜市）	156名
・ 現地支援調整要員派遣（宮城県庁他）	91名
・ 避難所支援要員派遣（宮城県多賀城市）	22名
・ 行政支援要員派遣（宮城県南三陸町）	12名
・ 防災ヘリコプター派遣（岩手県、宮城県）	18名
・ 学芸員等派遣（宮城県、岩手県）	16名
・ 災害支援ナース派遣（宮城県、岩手県）	7名
・ 県歯科医師派遣（岩手県）	2名
・ 管理栄養士派遣（岩手県）	14名
・ 児童福祉関係職員派遣（宮城県）	2名
・ 児童精神科医派遣（宮城県）	1名
・ D M A T（災害派遣医療チーム）派遣（福島県）	5名
・ 医療救護班派遣（岩手県）	14名
・ 心のケアチーム派遣（宮城県）	24名
・ 保健師派遣（岩手県）	111名
・ 作業療法士派遣（岩手県）	1名
・ 診療放射線技師派遣（福島県）	2名
・ 下水道管路調査派遣（宮城県）	1名
・ 被災地応急給水活動派遣（宮城県）	4名
・ 工業用水道施設応急復旧支援派遣（宮城県）	4名
・ 災害復旧業務支援派遣〔短期〕（宮城県）	3名
・ 災害復旧業務支援派遣〔長期〕（宮城県）	4名
・ 農業農村整備支援職員派遣（宮城県）	6名
・ 災害廃棄物処理業務支援派遣（岩手県）	4名
・ 漁港施設復旧事業支援（宮城県）	6名
・ スクールカウンセラーの派遣（宮城県）	30名
・ 臨床心理相談専門員の派遣（宮城県）	1名
	計 561名

(2) 警察

・ 広域緊急援助隊（宮城県、福島県）	193名
・ 機動隊（宮城県、福島県、岩手県）	885名
・ パトロール隊（宮城県）	110名
・ 警戒警ら隊（福島県）	75名
・ 特別交通派遣部隊（宮城県）	41名
・ 警護員（福島県）	3名
・ 女性警察官部隊（福島県）	5名
・ 特別機動捜査部隊（福島県）	16名
・ 航空隊（航空すずか）（宮城県）	4名
	計 1,332名
	小計 1,893名

小計 1, 893名

(3) 緊急消防援助隊

- ・ 第1次隊から第4次隊（千葉県、宮城県等） 計346名

(4) 市町職員

- ・ 固定資産税の評価、支援物資、健康相談等（大船渡市） 48名
- ・ 健康相談、医療救護、生活調査等（陸前高田市） 100名
- ・ ボランティアセンター運営支援（大槌町） 3名
- ・ 消防支援、家屋調査、り災証明事務、給水等（仙台市） 14名
- ・ 避難所支援、り災証明書交付、災害査定等（石巻市） 85名
- ・ 支援物資、給水、罹災証明、避難所支援等（塩釜市） 125名
- ・ 避難所運営支援等、義援金支給、巡回健診等（気仙沼市） 33名
- ・ 支援物資運搬・仕分け（名取市） 2名
- ・ 避難所運営支援、介護保険認定申請受付等（多賀城市） 142名
- ・ 義援金支給事務等（岩沼市） 1名
- ・ 災害応急対策支援（東松島市） 3名
- ・ 避難所運営支援、救援物資輸送・仕分け等（山元町） 15名
- ・ 応急給水、避難所運営支援等（松島町） 26名
- ・弔慰金、見舞金支給業務等（七ヶ浜町） 1名
- ・ 町長秘書、支援物資提供等（南三陸町） 9名
- ・ 下水道管路調査（宮城県南部） 3名
- ・ 申請受付、り災証明書交付、義援金支給事務（福島市） 7名
- ・ り災証明事務等（いわき市） 6名
- ・ 設計、工事監理、給水、救援物資輸送等（白河市） 29名
- ・ 遺失物の写真記録及び洗浄作業等（二本松市） 2名
- ・ 災害復旧工事支援（国見町） 1名
- ・ 選挙事務支援（楢葉町） 11名
- ・ 被災者の健康支援（浪江町） 1名
- ・ 医療支援等（つくば市） 5名
- ・ 被害状況把握等（桜川市） 1名
- ・ 水田農業施設、下水道施設復旧支援（東海村） 8名
- ・ 住家被害認定調査（浦安市） 1名
- ・ 避難所運営支援（三条市） 8名

計690名

小計1, 036名

合計2, 929名

10 新しい危機管理体制について

近年の多岐にわたる危機・リスク事象に対し、より一層、強力かつ的確な対応を図るために、危機・リスク情報の一元的集約と重大な危機発生時に指揮を行う危機管理統括監を設置し、新しい危機管理体制を構築します。

その主な内容は次のとおりです。

○ 危機管理体制の見直し

1 危機対策本部の見直し

重大な危機発生時に設置する危機対策本部について、これまで危機のレベルに応じて3つに細分化していた対策本部の区分を簡略化し、A体制、B体制の2区分に改めます。

2 危機管理統括監の設置

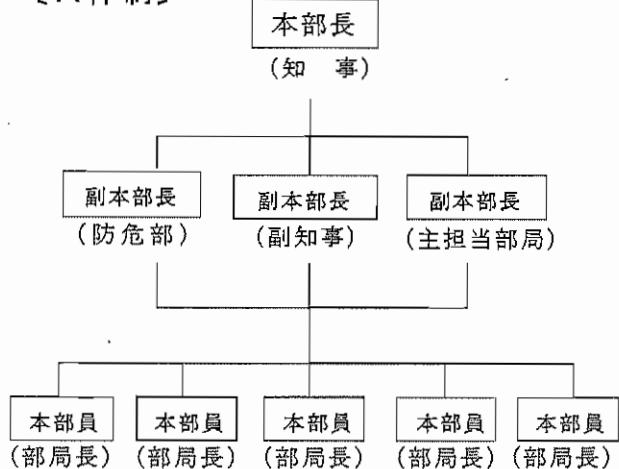
情報の一元的集約と指揮命令の一元化を図るために、危機管理統括監を設置し、各本部員を束ねて指揮する実動の長（統括本部員）として位置づけます。

【危機対策本部・組織図】

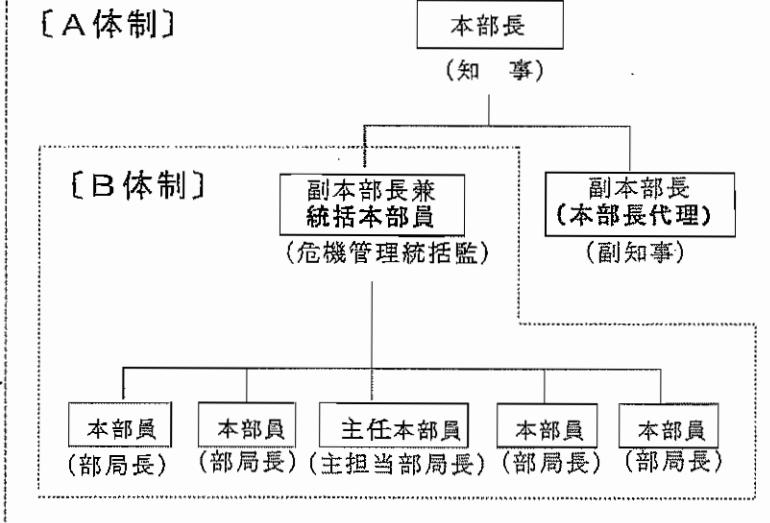
現 行

改正案

[A体制]



[A体制]



※ B体制においては、副知事が「本部長」を務める。

※ B体制においては、危機管理統括監を「本部長」、主担当部局長を「副本部長」とする。

危機対策本部設置の概要

区分	A体制	B体制
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・全県的に多大な影響や被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・県政に与える影響が極めて甚大な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・その他、知事が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・全県的に影響や被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・影響や被害は一部の地域や県民であるが被害が深刻な場合や拡大が予測される場合 ・県政に与える影響が甚大な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・その他、知事が必要と認めた場合
本部長	知事	危機管理統括監（兼務）
副本部長	危機管理統括監（兼務） 副知事	主担当部局長（兼務）
統括本部員	危機管理統括監	危機管理統括監
主任本部員	主担当部局長	主担当部局長
本部員	各部局長等	関係部局長等

○事案の推移に応じ、適期に体制の切り替えを行う。

報告 第63回三重県消防大会開催について

1 目的

県民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、あらゆる災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するために活躍する消防人の功績を讃えるとともに、消防を取りまく諸課題について理解を深めることにより、消防の発展と充実を図ることを目的とする。

2 日 時 平成24年3月11日（日）13時～16時30分

3 場 所 三重県総合文化センター中ホール（津市一身田上津部田1234番地）

4 主 催 三重県・三重県消防協会・三重県消防長会

5 式次第

【オープニング】

(1) 演 奏 披 露 津市消防音楽隊

【式典】

(1) 開会

(2) 第1部 講演会

講師：消防庁国民保護・防災部

国民保護運用室 室長 木戸口 和彦 氏

演台：東日本大震災を踏まえた消防防災行政の課題への対応

(3) 第2部 東日本大震災一周年追悼式の視聴

・東日本大震災における犠牲者、

殉職消防団員・消防職員及び消防物故者に対する默とう

・内閣総理大臣式辞（視聴）

・天皇陛下のおことば（視聴）

(4) 表彰式典

表彰 ・三重県知事表彰

消防功労章2名/消防功績章79名/消防精勤章110名

感謝状6事業所/表彰状15消防本部

・消防庁長官表彰（表彰旗）伝達 度会町消防団

・日本消防協会長（特別表彰まとい）伝達 伊賀市消防団

披露 ・内閣総理大臣表彰 1名

・総務大臣表彰 安全功労者2名

・消防庁長官表彰

防災功労者：御浜町消防団、紀宝町消防団/功労章：3名

永年勤続功労章：31名/救急功労者：1名

消防団地域活動表彰：多気町消防団

消防団協力事業所表示証交付：2事業所

・日本消防協会長表彰 功労章13名/精勤章32名/勤続章66名

6 大会参加者及び人員

県内消防団員、消防職員、県・市町消防関係者、その他 約800名

